平成２２年（フ）第７５４号
愛知県岡崎市東蔵前町字下ノ橋12番地10
債務者　梅津　美香
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６号
島根県仁多郡奥出雲町三成1662番地１　滝の上町営住宅１―214、前住所島根県仁多郡奥出雲町三成1667番地８　滝の上第二定住住宅２－ＲＦ－３
破産者　内田　依子
1　決定年月日　平成22年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７０号
北海道旭川市西神楽南２条２丁目250番地の55
破産者　菅野　健治
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５１号
埼玉県所沢市大字牛沼444番地の２
破産者　有限会社卓和樹脂
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５２６６号
神奈川県川崎市川崎区小川町10番地５
破産者　株式会社千金ワールド
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４４４号
神奈川県藤沢市本町３丁目17番18号
破産者　有限会社湘南ドリームホーム
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２１号
長野県千曲市大字新山字西山入1490番26
破産者　株式会社パルテック
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３７５号
静岡市葵区追手町７番９号
破産者　有限会社スズキ商事
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９号
静岡県富士市天間612番地の５
破産者　有限会社Ｉ・Ｋ・Ｍ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２２９４号
名古屋市中区千代田３丁目27番12号
破産者　株式会社イヨダオート
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８４号
名古屋市熱田区神野町１丁目52番地
破産者　有限会社ツモリ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２５７号
愛知県大府市梶田町１丁目15番地
破産者　有限会社東海エスキマル
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５６号
名古屋市中区栄１丁目６番14号
破産者　株式会社Ｋ・Ｔ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６７１号
愛知県小牧市大字横内85番地２
破産者　有限会社ワタナベ
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９号
三重県志摩市浜島町浜島2778番地２
破産者　柴原　　一
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１８９８号
京都市南区吉祥院高畑町49番地４
破産者　株式会社高コーポレーション
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
神戸市長田区六番町７丁目２番地
破産者　河村化学工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３０２号
神戸市北区有野町唐櫃2507番地
破産者　大本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３２号
広島市中区堺町１丁目７番13号
破産者　株式会社ライブジム
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１３７号
鹿児島県大島郡大和村今里225番地１
破産者　有限会社忠商
1　決定年月日　平成22年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２４３９号
北海道恵庭市泉町76番地
破産者　有限会社恵み野ビジネス・ステーション
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部